

まつのやま学園「雪里留学」

寮生活のしおり

(入居・お試し入居)



藤倉ハウス

〒942-1429 十日町市松之山藤倉 190 番地 11

もくじ

藤倉ハウスについて	1
生活のきまり — 寮生心得 —	1
藤倉ハウスのスタッフ	1
寮生活 1 日の日課（登校日の例）	2
備え付けの備品と用意する持ち物など	4
保護者の方へ	5

藤倉ハウスについて

この「寮生活のしおり」には、藤倉ハウスで生活する上でのきまり（ルール）が書かれています。普段の生活で迷った時や困った時には、遠慮せずに藤倉ハウススタッフに相談してください。

また、藤倉ハウスは、共同生活を通して、自らが一層成長することを願って設置された学生寮です。他の人に迷惑をかけることなく健康で規律正しい生活を送りましょう。

生活のきまり 一寮生心得一

- ① 早寝早起きで健康管理。自分の体は自分で守ろう！
- ② 隣の部屋には、人がいます。静かにしよう！
- ③ 他の寮生の部屋には、勝手に入らないようにしよう！
- ④ 電気はこまめに消そう。水道は蛇口をきちんと閉めよう！
- ⑤ 寮はみんなが暮らす場所。壊したり汚したりせずに大切に扱おう！
- ⑥ 自分の部屋は、常に整理整頓を心がけ、部屋の内カギはかけない。
- ⑦ 共同生活を快適にするため、他の人の迷惑になる行為はやめよう！
- ⑧ 清掃は全員で協力し、美しい環境を保とう！
- ⑨ ルールを守り、規律正しい生活を送ろう！

藤倉ハウスのスタッフ

藤倉ハウスは、12名のスタッフが交代で寮生の安全を見守っています。

- ①ハウスマネージャー（寮生への指導、健康管理、寮の管理全般、送迎など）
- ②ライフワーカー（食事の提供や指導、衛生管理、送迎など）
- ③ナイトワーカー（夜間管理、送迎など）

寮生活 1 日の日課（登校日の例）

ここでは寮生活における 1 日の流れに沿って守るべききまりなどを説明します。

時刻	日課
6 時 30 分	起床 身支度
7 時 00 分	朝食・朝の集い
7 時 40 分	登校※藤倉ハウス前のバス停よりスクールバス
16 時 02 分	} 下校※まつのやま学園よりスクールバス
17 時 02 分	
17 時 54 分	
	寮室の清掃
18 時 30 分	夕食・夕べの集い 自由時間（自習時間・入浴時間（21 時までに入浴））
22 時 00 分	消灯・就寝

（1）起床

起床時刻は 6 時 30 分です。

朝食までの間に身だしなみを整えて登校の準備をすませましょう。

（2）朝食・朝の集い

食事は決められた時間内にすませましょう。

食堂ではお互いに元気良くあいさつをしましょう。

寮生と藤倉スタッフの連絡交換（体調確認や帰りの時間など）

体調が悪い場合には、必ず藤倉ハウススタッフに伝えましょう。

（3）登校

7 時 40 分までには寮を出発しましょう。

登校の前にコミュニティホールに設置の名札を裏（赤字）にしましょう。

自室のエアコンや電気などは、必ず消しましょう。

（4）下校

下校後にコミュニティホールに設置の名札を表（黒字）にしましょう。

（5）夕食・夕べの集い

食堂ではお互いに元気良くあいさつをしましょう。

寮生と藤倉スタッフの連絡交換（体調確認や学校からの連絡事項など確認）

（6）自由時間など夜の過ごし方(夕食後～22 時までの間)

各自自室又はコミュニティホールで勉強等に励み、他の寮生の部屋には行かず、他の人の勉強等を決して邪魔しないようにしましょう。

特に大声での会話やテレビなどの音量には注意し、他の人に迷惑をかけるないようにしましょう。

(6) 入浴（夕食後～21 時までの間）

タオル類や石鹸やシャンプーなどは、各自で用意しましょう。

最初にシャワーを使用し全身を洗ってから湯船につかるようにしましょう。

風呂場（脱衣所および浴室）へのスマートフォンの持ち込みは禁止します。

(7) 清掃・洗濯

掃除は、学校などから帰宅して夕食までの間に、自室のごみ捨てや掃除などは、各自で行いましょう。

洗濯は、自由時間などに各自で行いましょう。

(8) 消灯（22 時 00 分）

消灯時刻以降は、自室の照明は消しましょう。

勉強などで必要な場合、事前に藤倉ハウススタッフの申し出ることで室内灯及び机上ライトなど使用の延長を許可します。

消灯以降はテレビやパソコンなど音の発する状態での機器の使用は禁止します。

(9) スマートフォンの使用

21 時までにスマートフォンは、藤倉ハウススタッフに預けましょう。

翌日が登校日の場合は、学校から帰寮した後に寮生にお返しします。

翌日が登校日でない場合、朝の集いにお返しします。

備え付けの備品と用意する持ち物など

1 藤倉ハウス備付備品等

寮生室	ベッド、マットレス、マットレスパッド、学習机・イス、テーブル、ラグ・カーペット、LED スタンド、冷暖房エアコン、衣装ケース3個、ごみ箱、収納スペース
共用スペース	ドラム式洗濯乾燥機男女各1台、テレビ1台（コミュニティホール）、食器類、ヘヤードライヤー男女各1台、寮生用冷蔵庫（コミュニティホール）、掃除機、Wi-Fi環境（寮生の接続可）外用薬等（消毒液・カットバン・体温計・風邪薬など）

2 各自でご用意していただく物品（持込品には必ず氏名を書いてください。）

寝具	掛布団、毛布、枕（枕カバー）、ベッド用ボックスシーツ（幅1m×縦2m）
衣類	まつのやま学園で指示されたもの。 普段着、パジャマ、靴下・下着類、防寒着など
日用品	雨具 時計、傘、レインウェア、レインシューズ、運動靴 洗濯用品（洗剤・洗濯かご・ハンガー等） 洗面用具（ヘアアイロン・コップ・歯ブラシ・タオル等） 入浴用品（洗面器・シャンプー・リンス・ボディ石鹸等） タオル、ハンカチ・ティッシュペーパー・マスク、 スリッパなどの上履き
その他	健康保険被保険者証、印鑑（認印）※藤倉ハウスで保管します。

3 持込禁止物

機器	ゲーム機、テレビ、パソコン、冷蔵庫、オーディオ製品など、楽器類、電気ポット、アイロン、暖房機器（電気ストーブ、電気コタツ、電気毛布、電気アンカなど）
ペット	動物、昆虫、爬虫類などの生き物
危険物	刃物（カッターナイフ含む）、マッチ、ライター、モデルガンなど
その他	上記に記載がないが、持込可能か不明の場合には藤倉ハウスにご確認ください。

※ 禁止物の持ち込みが発覚した場合は、没収のうえ、原則として着払いにて自宅に送り返すこととします。

保護者の方へ

1. 使用料等

- (1) 寮の使用料等は、下表に定めるとおりとします。
- (2) 月の途中において入所し、または退去した場合における当該月の使用料(入寮金及びお試し入居に係る使用料を除く。)は、日割りにより計算した額とする。この場合において、1円未満の端数は、これを切り捨てます。

区分		使用料等	備考
入居	使用料	月額 75,000 円	
	入寮金	30,000 円	入居時 1 回のみ徴収
お試し入居	使用料	1 泊 2,500 円	

2. 使用料等の納付方法

- (1) 使用料は、毎月送付する納付書により月末までに納付してください。
- (2) 入寮金(入居時1回のみ)は、お送りする納付書により期限までに納付してください。
- (3) お試し入居の使用料は、使用後に使用日数に応じて計算し、納付書をお渡ししますので期限までに納付してください。

3. 入居許可の取消し、寮使用の停止

「十日町市藤倉ハウス条例」、「十日町市藤倉ハウス条例施行規則」の規定により、入居許可の取消しや寮の使用を停止することがあります。

- (1) 入居の許可の取消し
 - ・ 藤倉ハウスの条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
 - ・ 十日町市区域外就学制度の対象者でなくなったとき。
 - ・ 使用料及び入寮金を3か月以上滞納したとき。
- (2) 寮の使用の停止
 - ・ 学校において予防すべき感染症の診断を受けたとき。
 - ・ 寮の生活規律を乱したとき。

4. 健康管理

- (1) 寮生が病気やケガ等で医療機関に搬送する場合は、藤倉ハウススタッフから保護者様にご連絡後、最寄りの医療機関へ搬送します。
なお、緊急を要する場合には、搬送を優先させていただきます。
- (2) コロナウイルス、インフルエンザなど他人に感染する病気等の場合は、学校の指示に従います。(保護者に電話連絡し、保護者に来てもらうことがあります。)

5. 傷害の保障

保護者で一般損害保険等にご加入をお願いします。

6. 物品紛失、盗難の予防について

- (1) 各人の持ち物には必ず名前を記入してください。
- (2) 他人の物は無断で使用しない。
特に寮生間の金銭の貸し借りは厳禁します。
- (3) 寮生の金銭所持は原則禁止とします。
正当な理由がある場合は、藤倉ハウスでお預かりして出金管理します。
- (4) 公共の器物を紛失、破損した場合は弁償して頂く場合があります。
- (6) プライバシーは最大限尊重しますが、寮全体の安全や風紀の維持のため、指導上必要であれば、本人不在であっても寮生室に立ち入ります。
- (7) 自宅から荷物を送る場合は、藤倉ハウスで受け取り可能です。
送付の際には、必ず寮生（子供の氏名）をご記入ください。
また、要冷蔵・凍の荷物及び着払いは原則取扱できません。

〒942-1429

十日町市松之山藤倉 190 番地 11

藤倉ハウス（寮生名）

（本人の氏名を必ず記入してください。）

7. 寮カウンセリングについて

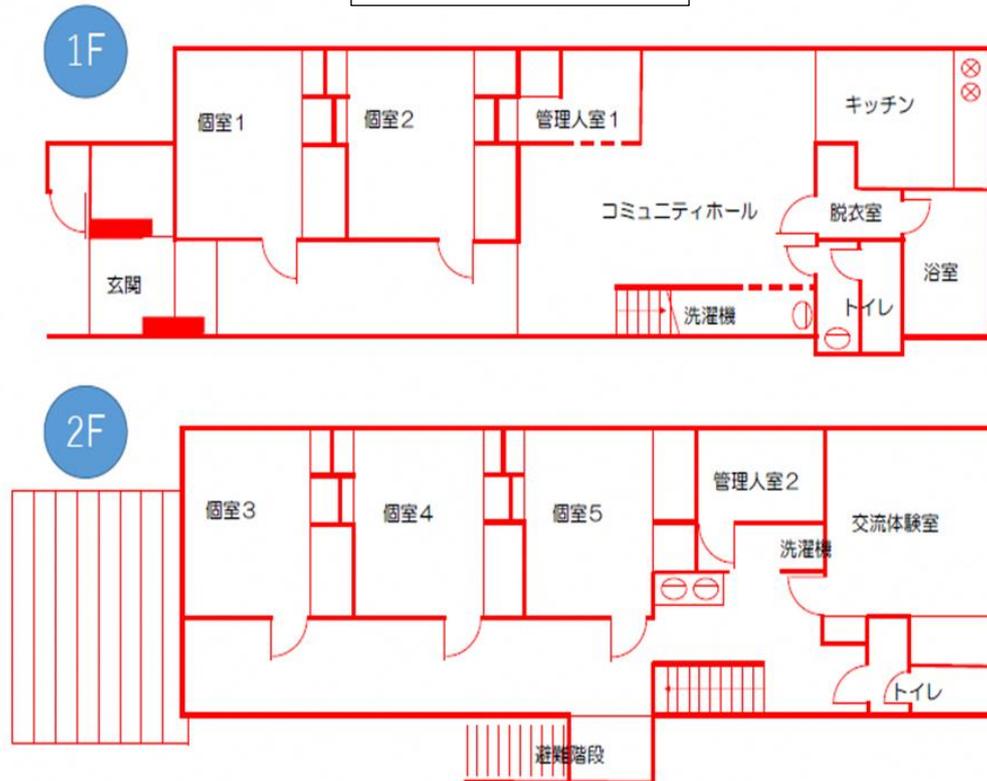
- (1) 困り事や悩み事など各種の相談は、藤倉ハウスマネージャーが受け付けますので、ご連絡をください。

8. 退去の手続き

許可を受けた入居期間の満了前に退居しようとするときは、藤倉ハウス退居届の提出が必要です。

あらかじめ、藤倉ハウスまで退去の旨をご連絡ください。

◇藤倉ハウス平面図◇

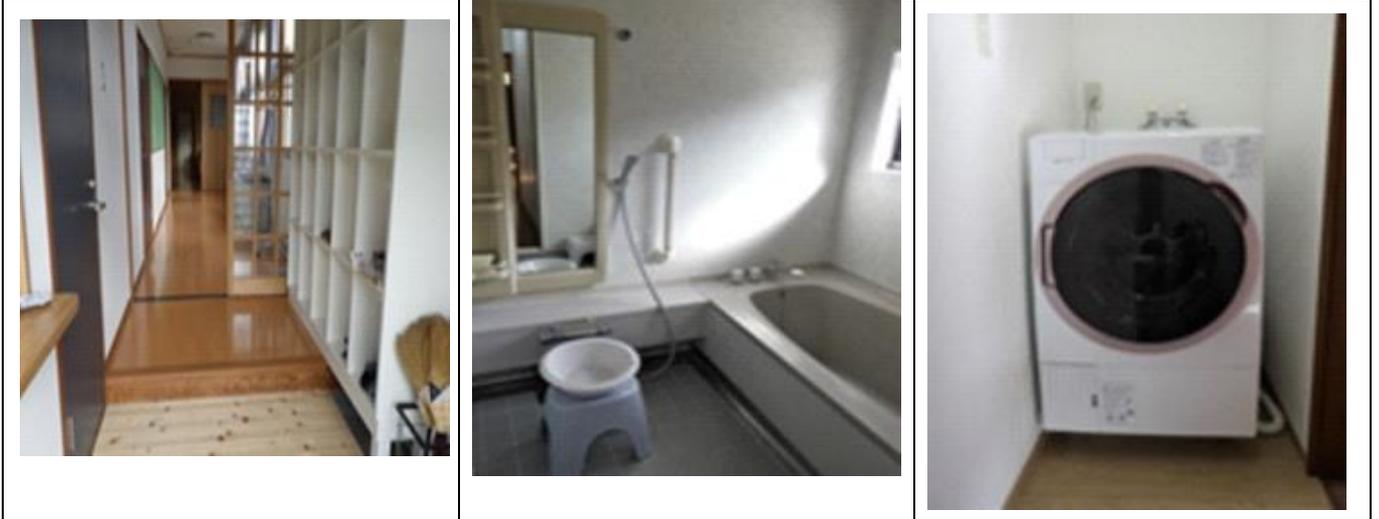


【1階】寮生室(2部屋)、コミュニティホール、キッチン、浴室、洗面所、トイレ、

ランドリー(乾燥機付き洗濯機1台)、管理人室

【2階】寮生室(3部屋)、交流体験室(1部屋)、洗面所、トイレ、洗面所、ランドリー、管理人室

※藤倉ハウスでは、夜間は男女の居住エリアを仕切ります。



藤倉ハウスに関するお問い合わせ
藤倉ハウス 025-594-7676
十日町市松之山支所地域振興課地域振興係 025-596-3131